

# ご家族が行方不明になることが心配な方へ

認知症等で行方不明になる可能性がある方とご家族向けに、さまざまなサービスがあります。まずはお気軽にご相談ください。

## ① 徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

関係者との  
事前共有で安心!

行方不明になる可能性のある人の情報(氏名、住所、特徴、写真など)を事前に登録、民生委員・地域包括支援センター・警察・消防等に情報を共有し、見守りにつなげます。

## ② 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

事故のときも  
保険で安心!

認知症高齢者等が、事故で第三者に損害を負わせて損害賠償責任を負った場合等に、これを補償する保険に加入します。

※①徘徊高齢者・障がい者等事前登録の利用者が対象です。

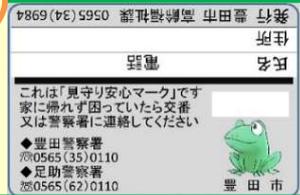
※暴行に起因する賠償責任等、保険金が支払われない場合があります。

※保険金の限度は1事故につき1億円です。

## ③ 見守り安心マーク(かえるマーク)

連絡先が  
わかって安心!

行方不明になる可能性のある人の連絡先を書いて本人の衣服にアイロンで貼れる反射素材の名札シールを配付します。



### ① ② ③ 共通

- ▶ 対象者 65歳以上の人・65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能のある人
- ▶ 申請方法 ・申請書(高齢福祉課窓口または地域包括支援センターで配付)を提出  
・豊田市ホームページから電子申請

## ④ 徘徊者搜索機器(GPS)利用促進補助金

家族の居場所が  
わかって安心! 

徘徊者搜索機器(GPS)機器の導入費用を補助します

- ▶ 補助対象経費(上限22,000円(税込み))  
GPS機器の導入費用(本体、充電器、専用ケアシューズ等)、契約手数料  
※上記以外(月額使用料等)は利用者負担です。補助は対象者1人につき1回までです。
- ▶ 手続きの流れ
  - ① 高齢福祉課又は地域包括支援センターで機器購入相談の上、業者と契約し、機器の利用を開始
  - ② 市指定の補助金申請書類を作成して市に提出し、補助金交付を受ける
- ▶ 対象者 65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能のある人
- ▶ 申請者(家族等) 市内在住で、対象者の早期発見のためにGPS機器を適切に使用・管理できる人

問合せ先 … 豊田市 福祉部 高齢福祉課

〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565-34-6984 FAX 0565-34-6793

メールアドレス:korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

裏面につづく

# 5 かえるメールとよた

(徘徊高齢者等情報配信システム)

行方不明に  
なってしまったら…

行方不明になった高齢者等の情報(顔写真・服装・特徴等)を、  
ご登録いただいている人へメールで一斉配信し、早期発見につなげるサービスです。

## 行方不明時の利用方法

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が  
お済みでない方

※ひまわりネットワーク視聴者(TV画面テロップ表示)、  
ラジオ・ラヴィート聴衆者(放送)、自治区、民生委員、  
地域包括支援センター、市消防本部へも情報提供を行います!

①ご家族等が  
警察へ行方不明届を提出

②ご家族等が警察への届出時に  
市への情報提供書を記入

③警察が②情報提供書を基に  
市へ情報提供

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が  
お済みの方

①ご家族等が警察へ通報  
(110番通報)

②以下、  
高齢福祉課連絡先へ電話

### かえるメール配信※

◆利用時間:8時30分~20時30分

◆行方不明届 豊田警察署 ☎ 0565-35-0110・足助警察署 ☎0565-62-0110

◆配信・解除依頼 豊田市福祉部 高齢福祉課 ☎ 0565-34-6984(直通)

※夜間・休日 ☎ 0565-31-1212(代表)

## メール配信の登録にご協力ください!

①二次元コードを読み取って空メールを送信

②仮登録メールの送信

③利用規約に同意して申込み

④配信情報の選択「行方不明者情報」



行方不明者の発見にご  
協力ください。

日時:○月○日午前○時  
○分頃  
場所:豊田市○○町  
氏名(加付表示)、性別、  
年齢、身長、頭髪、着衣  
や履物の特徴 ほか

▼画像を表示するには  
こちらから  
URL リンク



登録完了!

※通信料についてはメール受信者の負担になりますのでご注意ください。